

茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン

茨 城 県

第1 策定の趣旨

本県の大規模小売店舗の新設届出件数は毎年全国上位にあり、また小売業の店舗面積に占める大規模小売店舗の割合も上昇しております。

大規模小売店舗は、広い地域から集客を図り、物販にとどまらず、消費者の多様なニーズを満たす等、人々の日常生活に欠かせない施設であり、消費者の日常生活への影響、環境面をはじめ、まちづくりや地域経済への影響も顕著であることから、地域社会の一員としてその果たすべき役割はますます大きくなっております。

このため、国では、平成19年2月に大規模小売店舗立地法第4条に規定する「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を改正し、大規模小売店舗の社会的責任の一環として、まちづくりに積極的に対応することが強く期待される旨を明記しました。

これを受け、本県では、平成19年4月以降、地域貢献活動について「大規模小売店舗立地法の届出手引書」へ取組み事例を示し、大規模小売店舗立地法の届出書の添付書類に地域貢献活動の取組みについての記載を求め、その内容を県のホームページで公表しております。

この度、地域経済の担い手である商工団体からの要望等も踏まえ、大規模小売店舗に期待する地域貢献活動の取組みの拡充や実施にあたっての手続き等を明示し、大規模小売店舗と地域が連携した活力あるまちづくりや地域商業の活性化などの取組みをより促進するため、「茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定することとしました。

第2 対象となる店舗

大規模小売店舗（店舗面積が1千㎡を超える小売店舗）又は大規模小売店舗に映画館・飲食店・遊技場等を併設する集客施設であって、当該建築物の床面積（駐車場、駐輪場を除く。）が1万㎡を超える施設（以下「特定大型店舗」という。）を対象とします。

なお、複数の集客施設を併設し、公道等により施設敷地が分割される場合でも、一体的な開発とみなされる場合には、それらの施設の床面積の合計が対象となります。

第3 地域貢献活動の取組み

1 地域貢献活動計画書の提出

次の各号に該当する者は、5で規定する地域懇談会を開催のうへ「地域貢献活動計画書（以下「計画書」という。）」（様式第1号）を茨城県知事に提出してください。

(1) 特定大型店舗を新設する者及び増床により新たに特定大型店舗を設置する者

開店する3か月前までに当該営業年度に係る計画書を提出し、以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出してください。

(2) ガイドラインの施行時に特定大型店舗を設置している者

ガイドライン施行日以降、初めて到来する営業年度の開始日1か月前まで又はガイドライン施行後3か月以内に計画書を提出し、以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出してください。

(3) 承継により特定大型店舗を設置する者

大規模小売店舗立地法第11条第3項に基づく承継届出をする際、計画書を併せて提出し、以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出してください。

2 地域貢献活動実施状況報告書の提出

計画書を提出した者は、地域貢献活動の実施内容について、「地域貢献活動実施状況報告書（以下「報告書」という。）」（様式第2号）を各営業年度終了後1か月以内に茨城県知事に提出してください。

3 地域貢献活動変更計画書の提出

計画書の特定大型店舗の名称等、地域貢献活動担当者や地域貢献活動計画等の内容を変更する者は、速やかに「地域貢献活動変更計画書（以下「変更計画書」という。）」（様式第3号）を茨城県知事に提出してください。

4 地域貢献活動計画書等の公表

提出された計画書、報告書、変更計画書は速やかに県のホームページで公表します。

5 地域懇談会の開催

計画書を提出する者は、地域懇談会を開催し、地域の関係者と意見交換のうえ、地域の意向等を踏まえた計画書を策定し、その取組みを進めてください。

(1) 構成員等

地域懇談会の構成員、開催日程や内容等については、店舗の立地する地域の商工会議所又は商工会と協議のうえ決定してください。

※構成員の例示

- ・特定大型店舗設置者、店舗運営責任者、テナント代表
- ・店舗の立地する地域の商工会議所又は商工会
- ・立地市町村
- ・店舗周辺の自治会、まちづくり団体
- ・その他、店舗立地位置により近隣市町村及び商工団体、地域貢献活動内容により周辺の学校関係者等

(2) 設置期間

地域懇談会は少なくとも年1回、3年間は開催し、それ以降も地域の要請等に応じて開催してください。

第4 地域貢献活動の取組み項目

特定大型店舗を設置する者に対し、県として期待する地域貢献活動の取組み項目や内容を示しましたので、地域の実情や施設の形態等を勘案した取組みをお願いします。

また、示した項目以外についても積極的に取組んでください。

1 地域づくりへの協力

(1) 市町村が実施するまちづくりに向けた取組みへの協力

市町村が行う景観づくりや環境対策などに協力してください。

(2) 中心市街地活性化に向けた取組みへの協力

中心市街地活性化のために実施される各種取組みへの参加や特定大型店舗として培ったノウハウの提供などにより協力してください。

(3) 地域イベントやボランティア団体等の活動への参加・協力

商工会議所、商工会等が実施する共同売出しへの参加・協力、地域におけるイベント、祭り、伝統行事などへの参加・協力や社会貢献活動等を行う団体に対する場所の提供などにより協力してください。

2 地域産業活性化への協力

(1) 施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会、商店街振興組合等への加入

施設の設置者及びテナントは、商工会議所、商工会、商店街振興組合、商店会等への加入に努めてください。

(2) 地域及び県内事業者のテナントとしての入居への協力

立地する地域及び県内事業者のテナントとしての入居に協力してください。

(3) 県産品の積極的な販売、PRや販売促進への協力

県産品コーナーの設置等による県産品のPRや販売促進を通じ、地産地消の推進に協力してください。

(4) 施設の設置者及びテナントの県内事業者との優先的な取引の促進

地域経済を振興する観点から、県内事業者との優先的な取引の促進に努めてください。

(5) 地域及び県内の観光振興への協力

立地する地域及び県内の観光地やイベントなどに関する情報発信やイベント時の会場提供などに協力してください。

(6) 店舗建築・増改築時における地元業者や県産材の積極的活用への協力

店舗建築・増改築に当たっては、地元業者や県産材の積極的な活用に協力してください。

3 地域雇用確保への協力

(1) 地域及び県内からの優先的な雇用への協力

立地する地域及び県内からの優先的な雇用に配慮してください。

(2) 正社員採用による安定的な雇用への協力

正社員としての採用による安定的な雇用の確保に配慮してください。

(3) 障害者、高齢者や母子家庭の母等の雇用、退職女性等の再雇用への協力

障害者の雇用の促進に関する法律を遵守した障害者雇用の推進、高齢者雇用機会の提供や母子家庭の母の雇用などに配慮してください。

(4) インターンシップの受入れへの協力

地元大学、専門学校、高等学校等からのインターンシップの受入れに配慮してください。

4 環境対策の推進

(1) 地球温暖化防止対策の実施

アイドリングストップの普及活動や公共交通機関の利用促進を図るなどにより地球温暖化の防止に努めてください。

(2) 省エネルギー対策の実施

過剰な照明の削減、適切な空調温度の設定や省エネルギー機器の導入などにより省エネルギー対策に努めてください。

(3) リサイクル対策の実施

リサイクル製品の販売や資源ごみの回収ボックスの設置などによりリサイクル対策に努めてください。

(4) 廃棄物発生抑制対策の実施

マイバック持参の推奨、包装紙の簡素化等による容器包装廃棄物の削減などにより廃棄物の発生抑制に努めてください。

(5) 店舗及び周辺的环境美化対策の実施

店舗及び周辺の清掃活動の実施や来店者のごみのポイ捨て禁止の周知などにより環境美化に努めてください。

5 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 災害発生時や地域防災への協力

災害発生時における緊急物資の提供、避難場所や救護場所としての敷地の提供などに協力してください。

(2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施

駐車場等への適切な照明の設置、警備員・従業員の巡回、防犯カメラの設置や地域が行う防犯活動への参加・協力などにより防犯・青少年の非行防止に努めてください。

6 ひとにやさしいまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザインの導入

誰もが利用しやすい施設の設置や運営などユニバーサルデザインの導入に努めてください。

(2) 少子高齢化対策の実施

ベビーカーの配置、授乳室・託児所の設置や高齢者が利用しやすい施設の整備などにより少子高齢化対策に努めてください。

7 撤退時等における配慮

(1) 撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供

撤退時期やその後の対応について、できる限り早期に地域住民や県、市町村等に情報提供を行ってください。

(2) 後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋

地域住民の利便性が低下することや失業者の発生がないよう、後継店舗を早期に確保し、また他企業、関係機関等と連携し、離職者の再就職が円滑に進むように努めてください。

(3) 店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理

十分な建物管理を行い、環境や景観の悪化を引き起こさないように努めてください。

第5 施行時期等

本ガイドラインは、平成22年4月1日から施行します。

なお、平成22年3月31日までに大規模小売店舗立地法に基づく、新設（含む増床を伴う変更）の届出した特定大型店舗については、既存の特定大型店舗として取り扱います。

第6 特定大型店舗に該当しない大規模小売店舗の取り扱いについて

特定大型店舗に該当しない大規模小売店舗を新設等する者についても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、別に定める「茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱」により地域貢献活動計画を提出してください。

地域貢献活動計画書

年 月 日

茨城県知事 殿
(産業戦略部 中小企業課扱い)

氏名又は名称 (法人にあつてはその代表者氏名)
住所

茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 特定大型店舗の名称及び所在地
名称
所在地

- 2 地域貢献活動担当者

所属部課名	職名	氏名	電話番号	FAX番号	Eメールアドレス

※ホームページへの掲載について

氏名	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
市町村のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
商工会等のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否

- 3 地域貢献活動の期間 (営業年度)
年 月 日～ 年 月 日

- 4 地域貢献活動計画
別紙のとおり

5 地域懇談会の開催状況

開催日時	
開催場所	
出席団体等	
出席者※	
意見内容等	

※出席者は、ホームページへは掲載いたしません。

項 目	具体的な取組み内容 (計画)	実施時期	新規・継続の別	
			新規	継続
◎ 特色ある取組み ※この欄は、積極的に記載願います。 ※内容は、具体的に記載願います。 (地域との連携、目指す成果・効果やメリット等)				
1 地域づくりへの協力				
①市町村が実施するまちづくりに向けた取組みへの協力				
②中心市街地活性化に向けた取組みへの協力				
③地域イベントやボランティア団体等の活動への参加・協力				
2 地域産業活性化への協力				
①施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会、商店街振興組合等への加入				
②地域及び県内事業者のテナントとしての入居への協力				
③県産品の積極的な販売、PRや販売促進への協力				
④施設の設置者及びテナントの県内事業者との優先的な取引の促進				
⑤地域及び県内の観光振興への協力				
⑥店舗建築・増改築時における地元業者や県産材の積極的活用への協力				
3 地域雇用確保への協力				
①地域及び県内からの優先的な雇用への協力				
②正社員採用による安定的な雇用への協力				
③障害者、高齢者や母子家庭の母等の雇用、退職女性等の再雇用への協力				
④インターンシップの受入れへの協力				
4 環境対策の推進				
①地球温暖化防止対策の実施				
②省エネルギー対策の実施				
③リサイクル対策の実施				
④廃棄物発生抑制対策の実施				
⑤店舗及び周辺環境美化対策の実施				
5 安全・安心なまちづくりの推進				
①災害発生時や地域防災への協力				
②防犯・青少年の非行防止対策の実施				
6 ひとにやさしいまちづくりへの推進				
①ユニバーサルデザインの導入				
②少子高齢化対策の実施				
7 撤退時等における配慮				
①撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供				
②後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋				
③店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理				

* 1 「特色ある取組」の欄は、独自又は特色のある取組み(計画)について、具体的に記載願います。

* 2 地域の実情や施設の形態等を勘案して実施を計画している取組みについて記載願います。

* 3 新規・継続の別の欄には、○を記載願います。

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿
(産業戦略部 中小企業課扱い)

氏名又は名称（法人にあつてはその代表者氏名）
住所

地域貢献活動担当者名

所属部課名
職氏名
電話番号
FAX番号
Eメールアドレス

※ホームページへの掲載について

氏 名	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
市町村のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
商工会等のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否

茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 特定大型店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 地域貢献活動期間（営業年度）
年 月 日～ 年 月 日
- 3 地域貢献活動実施状況
別紙のとおり

項 目	計画内容	実施内容	実施時期
◎ 特色ある取組み ※この欄は、積極的に記載願います。 ※内容は、具体的に記載願います。 (地域との連携実績、成果・効果、メリット等)			
1 地域づくりへの協力			
①市町村が実施するまちづくりに向けた取組みへの協力			
②中心市街地活性化に向けた取組みへの協力			
③地域イベントやボランティア団体等の活動への参加・協力			
2 地域産業活性化への協力			
①施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会、商店街振興組合等への加入			
②地域及び県内事業者のテナントとしての入居への協力			
③県産品の積極的な販売、PRや販売促進への協力			
④施設の設置者及びテナントの県内事業者との優先的な取引の促進			
⑤地域及び県内の観光振興への協力			
⑥店舗建築・増改築時における地元業者や県産材の積極的活用への協力			
3 地域雇用確保への協力			
①地域及び県内からの優先的な雇用への協力			
②正社員採用による安定的な雇用への協力			
③障害者、高齢者や母子家庭の母等の雇用、退職女性等の再雇用への協力			
④インターンシップの受入れへの協力			
4 環境対策の推進			
①地球温暖化防止対策の実施			
②省エネルギー対策の実施			
③リサイクル対策の実施			
④廃棄物発生抑制対策の実施			
⑤店舗及び周辺環境美化対策の実施			
5 安全・安心なまちづくりの推進			
①災害発生時や地域防災への協力			
②防犯・青少年の非行防止対策の実施			
6 ひとにやさしいまちづくりの推進			
①ユニバーサルデザインの導入			
②少子高齢化対策の実施			
7 撤退時等における配慮			
①撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供			
②後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋			
③店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理			

* 「特色ある取組」の欄は、実施した取組みのうち、独自又は特色のある取組みについて、具体的に記載願います。

地域貢献活動変更計画書

年 月 日

茨城県知事 殿
(産業戦略部 中小企業課扱い)

設置者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者氏名）

住所

地域貢献活動担当者名

所属部課名

職氏名

電話番号

F A X 番号

Eメールアドレス

※ホームページへの掲載について

氏 名	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
市町村のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否
商工会等のHP等掲載	<input type="checkbox"/> 掲載可	<input type="checkbox"/> 掲載否

茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 特定大型店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 変更する事項
変更前
変更後
- 3 変更年月日
年 月 日
- 4 変更の理由